

令和7年8月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



東京地方裁判所立川支部令和6年（ワ）第4457号損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和7年6月27日

判 決

5 東京都東大和市桜が丘一丁目1449番地の9オーベルグランディオ東大和325

原 告 榎 本 清

東京都東大和市中央三丁目930番地

被 告 東 大 和 市

同 代 表 者 市 長 和 地 仁 美

10 同訴訟代理人弁護士 羽 根 一 成

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

15 第1 請求

被告は、原告に対し、10万円及びこれに対する令和6年8月21日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

20 本件は、被告の審査会に審査請求をした原告が、口頭意見陳述の内容を正当に記録されず、当該録音データを違法に消去されて損害を被ったと主張して、被告に対し、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償請求として10万円及びこれに対する上記口頭意見陳述の日である令和6年8月21日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

25 2 前提事実（争いが無い。）

(1) 東大和市の住民である原告は、東大和市教育委員会に対して行政文書の情

報公開請求を行ったが、一部非公開とされたため、東大和市情報公開・個人情報保護審査会に審査請求をし、令和6年8月21日、口頭意見陳述を行った（以下「本件口頭意見陳述」という。）。

5 (2) 原告は、同月28日、本件口頭意見陳述の文書記録〔甲4〕（以下「本件陳述記録」という。）の提示を受けたが、後日、その内容に原告の陳述と異なる部分があると主張して、訂正を要求した。

(3) 被告において、本件口頭意見陳述を録音していたが、その音声データ（以下「本件音声データ」という。）は、保存期間を定める必要がない資料文書等（東大和市文書管理規則〔甲1〕（以下「文書管理規則」という。）2条
10 8号）に該当するものとして、本件陳述記録を決裁した際に消去された。

3 原告の主張（被告はこれらを争う。）

(1) 本件音声データは、本件陳述記録の作成のために被告の職員が取得し、組織的に用いる公文書（電磁的記録）であって、本件口頭意見陳述を含む審査会記録の一部であり、これを文書化した審査会議事録の担保として、被告が
15 一定の保存期間を定めて保存すべきものである。

(2) 被告が、公文書の保存期間を定めないことは、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）34条の趣旨に反しており、本件音声データについて、原告の確認をとることなく消去したことは違法である。

(3) 本件音声データの消去は、本件口頭意見陳述の発言内容の正確性を確認する証拠を失わせ、原告の陳述に対する軽視であり、個人の尊厳を脅かし、表現の自由を侵害する行為であって、原告は、多大な精神的苦痛を被った。
20

第3 判断

1 文書管理規則は、起案文書（2条6号）及び供覧文書（2条7号）以外の文書（2条1号）、又は常時使用する必要のない電磁的記録（2条2号）で、保存期間を定める必要がないものを「資料文書等」と位置付け（2条8号）、完
25 結した資料文書等は速やかに廃棄するものと規定している（32条）。

一般に、使用目的を終えて保存する必要のなくなった公文書（電磁的記録を含む。）は随時廃棄して差し支えないのであり（当該文書が現実に廃棄されるまでは開示の対象になるということと、保存の要否とは別の問題である。）、その趣旨と解される上記規定自体は何ら違法ではない。なお、国の保有する公文書の中にも、保存期間を「事務処理上必要な1年未満の期間」と定めるもの（短期保有文書）があり、保存期間を定めずに用済み後速やかに廃棄することとは表現の違いにすぎないのであって、公文書管理法の趣旨にも反しない。

2 本件音声データは、被告の職員が本件陳述記録を作成する職務目的で録音したもので、文書管理規則にいう職務上作成・取得して職員が組織的に用いる電磁的記録（2条2号）として文書等（2条4号）には該当するが、本件陳述記録が作成されれば使用目的を終える性質のものであり、常時使用する必要のない電磁的記録として資料文書等（2条8号）に該当すると解される。

そして、本件陳述記録について、原告が令和6年8月28日に提示を受けた事実は争いがなく（前記第2の2(2)）、それ以前に作成を終えていたことは明らかであって、原告の事前確認を要すると解すべき何らの法的根拠も見出せないから、同日時点で被告が本件音声データを消去していたことに違法は認められない（これを保存すべきであったというのは、原告の私見にすぎない。）。

3 また、証拠によれば、原告が要求した本件陳述記録〔甲4〕の訂正内容は、「名古屋地裁の判決では」との記述を「東京地裁の判決では」が正当と主張するもので、その旨の申立書面〔甲5〕が審査会の資料として送付されたことが認められる〔乙2〕から、本件陳述記録自体は訂正されなかった〔甲7〕にせよ、原告が本件口頭意見陳述で意図した目的は達せられたものと解され、原告に慰藉料請求権を肯定するような損害が発生したとは認められない。

4 その他、原告の縷々主張するところを勘案しても、原告の請求は理由がない。

東京地方裁判所立川支部民事第3部

裁 判 官

大野博隆